

令和元年度 特色あるコミュニティ活動助成金 実施要領

1. 目的

市民自らが行う地域づくり活動の振興を図るため、周南市の各地区コミュニティ団体が実施する地域課題の解消に結びつく個性あるふるさとづくり活動に対し、その経費の一部を助成することにより、各地区コミュニティ団体への支援を行う。

2. 対象団体・事業

平成31年4月1日～令和2年3月31日の期間に、周南市コミュニティ推進連絡協議会に属する団体が実施する事業

※ 2つ以上の助成事業を同一年度内に申請することはできません

3. 助成金額

① 特色あるコミュニティ活動助成金 1事業 10万円以内

② 活動費助成金 1事業 5万円以内

※助成金の予算総額は75万円以内

4. 助成率

事業に要する総経費の10分の10以内

5. 対象となる経費

助成事業の経費に直接要するもの

費 目	種 類
報 償 費	講師・専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅 費	交通費・通行料金・宿泊費等
消 耗 品 費	事務用品・用紙等、助成事業実施のために必要な会議でのお茶代等
原 材 料 費	資材等の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費
書 籍 購 入 費	書籍等の購入費等
筆 耕 翻 訳 費	通訳・翻訳・原稿料等
通 信 運 搬 費	郵送料等、通信運搬に係る経費
手 数 料	外部業者への委託料及び手数料
保 険 料	助成事業の実施に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、会場設営費用、車両・機械等の賃借料等
備 品 購 入 費	助成事業の実施に必要な備品及び器材の購入費
そ の 他 の 経 費	その他理事長が認める経費

6. 対象とならない経費

懇親会費等助成事業の実施にかかる直接経費と認められない経費

土地、建物、設備などの取得に要する経費

7. 申請書類

特色あるコミュニティ活動助成金交付申請書

8. 助成事業実施者の義務及び協力

- 成果物に「周南市ふるさと振興財団助成金事業」と明記
- コミュニティ交流集会、財団事業における報告会等での協力
- 実施された助成事業については、団体名、事業内容など公開の対象となります。

9. 申請方法、審査及び決定

- ① ふるさと振興財団担当者によるヒアリング
- ② 公益財団法人周南市ふるさと振興財団へ必要書類を提出（申請は随時受付）
- ③ 審査会（申請受付後、概ね3ヶ月以内に実施）
申請団体による事業説明と、それに対する質疑応答により審査
- ④ 採否結果通知及び交付決定通知
- ⑤ 活動費助成金（上限5万円）については、書類審査のみで採否を決定

10. 事業完了後の手続

- 事業完了後、助成事業の実績報告書（様式第5号）を提出
- 書類提出の後、理事長が適当と認める場合、助成金の確定通知
- 助成金の交付は、原則として確定通知後、助成金請求書（様式第7号）を提出
- 事業を円滑に行うため、やむを得ない理由があると認める場合、概算払で助成金を交付

11. その他

申請に関しては、（公財）周南市ふるさと振興財団事務局にお気軽にご相談ください。

12. 問い合わせ先

〒745-0045

周南市徳山港町 1-1

公益財団法人周南市ふるさと振興財団 担当 村田

TEL 0834-33-7701 FAX 0834-31-3655

E-mail furusato@gokan-furusato.org